

ハウス強靱化による施設園芸加速化対策事業費 補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (知事が別に定める日まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請を受けた日から起算して、知事が、その財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付決定を受けるまでの日数に30日を加えた日数が経過する日まで)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始 → 着手届の提出

○(国)園芸産地における事業継続強化対策の実施要領等に基づき、必要に応じて着手届等の書類を下記提出先に郵送又は持参してください。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先に郵送又は持参してください。

4. 事業完了 → 完了届等の提出

※事業の完了とは：事業行為がすべて完了した日または支払い完了日等
※本補助金においては完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先に郵送又は持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止の日から30日を経過する日または交付決定を受けた年度の翌年度の4月1日のいずれか早い日)

○実績報告は、下記提出先に郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

○提出書類：実績報告書、計画書の写し、事業費が確認できる書類の写し等

○支払時期：実績報告後に必要に応じて県が現地調査を行い、県は補助金額の確定を通知する。
確定通知後、事業実施年度の翌年度の5月31日の出納閉鎖日までに支払う。

資料提出・問い合わせ先

所轄の県事務所：東部農林事務所、八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、
日野振興センターの各農(林)業振興課(室)

県庁生産振興課：鳥取市東町一丁目220番地

(TEL:0857-26-7272、FAX:0857-26-8497)